北九州市給食施設実態報告書　記入要領

※の項目は、該当する様式のみ

施　設　名	北九州市健康増進法施行細則に基づき、届け出た名称とする。 (例)医療法人令和会　令和病院
施設管理者名	施設管理者の・団体・個人・その代表者の役職名及び氏名を記入すること。
施設の種類	あてはまるものに〇をつける。
１学校	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、第124条に規定する専修学校及び第134条に規定する各種学校。なお、「学校給食センター」（学校給食法（昭和29年法律第160条）第6条に規定する学校給食共同調理場及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園のうち、当該施設が幼稚園であるものも含む。
２病院	医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院。
３介護老人保健施設	介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人保健施設。
４介護医療院	介護保険法（平成9年法律第123号）**第8条第29項に規定する介護医療院。**
５老人福祉施設	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する施設。
６児童福祉施設	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する施設、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する事業に係る施設で児童福祉に関するもの及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園（当該施設が幼稚園である場合は除く。）
７社会福祉施設	生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項及び売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する施設並びに社会福祉法（昭和26年法律第45号）第２条に規定する事業に係る施設で社会福祉に関するもの（児童福祉に関するものを除く。）
８矯正施設	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第3条に規定する刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）並びに少年院法（昭和23年法律第169号）第2条に規定する少年院及び第16条に規定する少年鑑別所。
９寄宿舎	学生又は労働者を寄宿させる施設。
10事業所	労働基準法（昭和22年法律第49号）別表1に規定する事業所又は事務所。
11一般給食センター	特定した施設（複数の場合も含む。）に対して継続的に食事を供給している施設であって、前記1から9までに該当しないもの。
12その他	前記1から10まで以外の施設。なお、自衛隊、有料老人ホームはこの欄に含む。
給食開始年月日	給食事業を開始した年月日を記入する。
設置者名	法人にあっては、その名称及び代表者の役職名、氏名を記入する。
設置者住所	法人にあっては、主たる事務所の所在地を記入する。
施設所在地	通称でなく、正確な町名及び番地を記入する。
電話･ＦＡＸ番号 **メールアドレス**	内線のあるところはその番号まで記入する。 **代表アドレスを記入する（必須）。**
※給食を管理する部署･担当者	部署名、担当者を記入する。
経営方法	直営・委託・一部委託のうち、該当するものに〇をつける。 委託、一部委託の場合、委託先の名称・代表者氏名・所在地・電話番号も記入する。 一部委託の場合は、一部委託の内容の該当するものに〇をつける。
組織図	（例１）工場長→厚生部長→厚生課長→厚生係長→寮長 └委託会社社長→責任者→栄養士 （例２）院長→事務長→栄養部又は栄養課長→栄養士

<table>
<tr><td>給食設備</td><td>有無に〇をつける。</td></tr>
<tr><td>併設施設がある場合</td><td>他施設と厨房を共用しており、かつそれぞれの施設に所属する栄養士がいない(栄養管理体制が区別されていない)場合に、併設施設の名称及び所在地、電話番号を記入する。</td></tr>
<tr><td>共用施設がある場合</td><td>他施設と厨房を共用しており、それぞれの施設に所属する栄養士がいる(栄養管理体制が区別されている)場合に、共用施設の名称及び所在地、電話番号を記入する。</td></tr>
<tr><td>※　給食の利用率</td><td>対象者（事業所等に勤務あるいは、施設に通所・入所する者）の人数と、
令和７年１１月１４日（金）の給食利用者の人数を記入。</td></tr>
<tr><td>※利用者数</td><td>令和７年１１月１４日（金）の給食利用者の人数を記入。</td></tr>
<tr><td>給食数</td><td>令和７年１１月１４日（金）の朝・昼・夕の食数及び合計数を記入する。職員食、デイケア、外来透析等がある場合は、その数をプラスして記入する。</td></tr>
<tr><td>食種別あるいは給食の形態</td><td>令和７年１１月１４日（金）の食種、あるいは食形態別の１日分の食数を記入する。
施設の実状により、例に当てはめにくい場合は、下欄に形態、食数を記入する。</td></tr>
<tr><td>※肥満度把握

厚生労働省通知より把握する施設として、下記の施設が対象

学校
小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、及び幼稚園

児童福祉施設
事業所
寄宿舎</td><td>施設利用者の肥満並びにやせの評価を行い、全体に占める割合を算出すること。
【評価方法】
１成人　・ＢＭＩ（Body Mass Index）を用いる。
・男女とも20歳以上ＢＭＩ＝22を標準とし、肥満の判定基準は、下記の通りとする。
・ＢＭＩ＝ 体重kg/（身長m×身長m）
<table>
<tr><th>判　定</th><th>低体重(やせ)</th><th>普　通</th><th>肥　満</th></tr>
<tr><td>ＢＭＩ</td><td>18.5未満</td><td>18.5以上25.0未満</td><td>25.0以上</td></tr>
</table>
２幼児　・3歳以上6歳未満の幼児を対象に、幼児身長体重曲線（性別・身長別標準体重）を用いた評価方法とする。
・肥満度の判定区分のうち、「肥満」については、＋15%以上、「やせ」については、－15%以下を評価対象とする。
・肥満度＝〔実測体重（kg）－身長別標準体重（kg）〕/身長別標準体重（kg）×100（%）
3児童、生徒・学校保健統計調査方式（性別・年齢別・身長別標準体重）による肥満度判定方式を用いる。
・「肥満」については＋20%以上、「やせ」については－20%以下を評価対象とする。
・肥満度（過体重度）＝〔実測体重（kg）－身長別標準体重（kg）〕/身長別標準体重（kg）×100（%）
※上記以外の方法で判定している場合は、具体的な方法と判定基準を示すこと。</td></tr>
<tr><td>※栄養管理</td><td>（栄養計算）コンピューターの導入
有無を記入し、有りの場合は、項目の該当するものに〇をつける。</td></tr>
</table>

給食従事者

従事者人数	施設側、委託側に分けて、人数とうちパート人数を記入する。
雇　用	雇用形態の該当するものに〇をつける。 施設雇用で常勤の場合は「施」　施設雇用でパートの場合は「施パ」 委託雇用で常勤の場合は「委」　委託雇用でパートの場合は「委パ」
兼　務	兼務の有無に〇をつける。
市内で兼務がある場合は施設名を記入	区名と施設名を記入し、勤務時間が最も長い施設に〇をつける。 勤務時間の最も長い施設が当該施設の場合は、〇をつけなくてよい。
作成者職氏名	役職名も記入する。　（例）事務　〇田〇男、栄養士　〇木〇子